

R2 かわさきこども園・富岡幼稚園利用料等徴収基準額表(月額)

令和元年10月改正

国階層	階層区分	定 義	3歳未満児					3歳児以上			
			保育認定					利用料	保育認定		教育認定
			利 用 料						給食費		
			中時間保育	長時間保育 I	長時間保育 II	ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯等	同一世帯から2人以上の児童が入所している場合		中・長時間保育 II	長時間保育 I	短時間保育 幼稚園
①	第10階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 0	円 0	円 0			無料	円 円 円		
②	第20階層 第21階層	町民税非課税世帯	0	0	0						
③	第30階層	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	3,900	4,600	5,050	ひとり親世帯等	【対象児童の範囲】 ■中・長時間 I II 利用児 ①57,700円未満世帯: 年齢制限なし ②57,700円以上世帯: 0~5歳児 ■短時間・幼稚園利用児 ③77,101円未満世帯: 年齢制限なし ④77,101円以上世帯: 3~8歳児 【軽減割合】 ①③ ・第1子: 左記の保育料 ・第2子: 左記の保育料の半額 ・第3子以上: 左記の保育料を無料 ①③のひとり親世帯は、第2子以降: 左記の保育料を無料 ②④ ・最も年齢が高い児童(生年月日の最も早い児童)左記の保育料 ・次に年齢が高い児童(次に生年月日の最も早い児童)左記の保育料の半額 ・次に年齢が高い児童(次に生年月日の最も早い児童)左記の保育料を無料	無料	年収360万円未満相当世帯は無料		
	第31階層		8,400	10,000	11,100						
	第32階層	24,000円未満	5,500	6,500	7,150	ひとり親世帯等					
	第33階層		11,600	13,800	15,300						
	第34階層	24,000円以上 36,000円未満	6,200	7,400	8,200	ひとり親世帯等					
	第35階層		13,100	15,600	17,400						
	第36階層	36,000円以上 48,600円未満	6,800	8,100	9,000	ひとり親世帯等					
	第37階層		14,800	17,500	19,500						
	④-1	第40階層	48,600円以上 57,700円未満	6,800	8,100	9,000				ひとり親世帯等	
		第41階層		16,300	19,400	21,600					
第42階層		57,700円以上 66,000円未満	6,800	8,100	9,000	ひとり親世帯等					
第43階層			16,300	19,400	21,600						
第44階層		町民税所得割金額の額の区分が次の区分に該当する世帯	66,000円以上 77,101円未満	6,800	8,100	9,000	ひとり親世帯等				
④-2	第45階層		18,000	21,300	23,700						
	第46階層 第47階層	77,101円以上 81,000円未満 81,000円以上 97,000円未満	18,000 19,600	21,300 23,200	23,700 25,800						
⑤	第50階層	97,000円以上 115,000円未満	21,200	25,000	27,900						
	第51階層		22,700	26,900	30,000						
	第52階層	115,000円以上 133,000円未満	23,400	27,800	31,000						
	第53階層	133,000円以上 151,000円未満	24,200	28,700	32,000						
⑥	第55階層	151,000円以上169,000円未満	25,000	29,600	33,000						
	第56階層		25,700	30,500	34,000						
	第57階層	169,000円以上202,000円未満	26,400	31,400	35,000						
	第58階層	202,000円以上235,000円未満	27,300	32,300	36,000						
⑦	第60階層	235,000円以上268,000円未満	27,300	32,300	36,000						
⑧	第63階層	268,000円以上301,000円未満	27,300	32,300	36,000						
	第70階層	301,000円以上397,000円未満	27,300	32,300	36,000						
	第80階層	397,000円以上	27,300	32,300	36,000						

※1 お子さんの年齢はR2年4月1日時点の年齢です。

※2 中・長時間の利用料については、保護者の町民税所得割合計額により階層区分を決定するものとし、4~8月分は前年度分の町民税所得割額で、9~3月分は当年度の町民税所得割額により決定します。